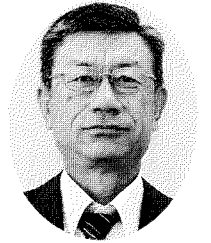


# さわやか

平成28年11月1日

第19号

発行 三戸町農業委員会  
電話 (0179) 20-1156



## ご挨拶

三戸町農業委員会  
会長 梅田 晃

三戸町農業委員会広報誌「第十九号さわやか」の発行にあたりご挨拶申し上げます。

この度、本年九月五日の組織会におきまして、農業委員の皆様から全会一致のご支持を賜り、会長に就任させて頂きました。会長という重責を担うこととなり、改めて責任の重さを痛感しているところでございます。関係各位の皆様からお力添えいただきながら、誠心誠意努めて参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

ご承知のとおり、農業委員会等に関する法律が改正され、応募した者の中から各委員が選任されることとなり、町長から九月五日に農業委員を任命頂くとともに、農地利用最適化推進委員へは、同月二十六日開催の総会において、委嘱書を交付させて頂きました。新しい制度のもと、こうして三戸町農業委員会の新体制が発足できたことは、大変喜ばしい限りであります。発足にあたりご尽力頂いた関係者の皆様に感謝申し上げます。

さて、近年の農業を取り巻く環境は、農業者の所得向上、担い手の確保・育成、農地の利用集積や集約化、TPP問題など、待った無しの農政課題が山積しております。こうした状況を背景に、農業委員会制度は約六十年ぶりに改正されました。これにより、農業委員の選出方法や農地利用最適化推進委員の新設をはじめ、農業委員会ネットワーク機構の設置、更には、農地中間管理機構との連携強化など、組織のあり方も大きく様変わり致しました。今後は、改正法で重点業務に位置づけられた「農地利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消新規参入の促進などの成果が、これまで以上に求められることとなります。

このような、農業の現状、農業行政の変革の中にあつて、当農業委員会も、地域の牽引役として時代に求められるその役割を果たすべく、地域農業の活性化に向かつて、委員一同、一丸となつて取り組んで参ります。私と致しましても、農業者の皆様のご期待に応えるべく、かけがえの無い農地や担い手を守り、安心して営むことができる地域農業の振興発展を目指し、先頭に立って全力を注いで参る覚悟でございますので、何卒ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成二十八年四月一日に施行されました。この改正法に基づき各委員を募集した結果、農業委員十四名、農地利用最適化推進委員十二名が決定しました。

### 農業委員

#### ○農業委員の選出

農業委員の選出方法が、これまでの公選制から町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。本町では、平成二十八年四月十一日から候補者の募集を行いました。その後、候補者十四名を農業委員に任命することについて、町議会からの同意を得て、町長から九月五日に任命書が交付されました。

#### ○農業委員の主な役割

総会に出席して農業委員会の意思決定等の業務にあたります。「農地の貸借・売買の許可、決定」「農地転用許可への意見」「農地利用最適化推進に関する指針の決定」「遊休農地・耕作放棄地の実態把握と発生防止・解消」ほか。

### 農地利用最適化推進委員

#### ○農地利用最適化推進委員の選出

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の中から、農地利用最適化推進委員を委嘱することになりました。本町では、平成二十八年四月十一日から七月二十日までの二度にわたり、候補者の募集を行いました。その後、候補者十二名へ農地利用最適化推進委員を委嘱することについて、九月二十六日の農業委員会総会で決定し、同日、梅田晃会長から委嘱書を交付しました。

#### ○農地利用最適化推進委員の主な役割

担当地区内の農地利用最適化の活動等の業務にあたります。「担い手への農地利用集積・集約化の活動」「新規参入者への支援活動」「農地利用最適化推進に関する指針を踏まえた現場活動」「遊休農地・耕作放棄地の実態把握と発生防止・解消（農地の利用状況調査、利用意向の確認）」ほか。

# 三戸町農業委員会各委員の紹介

## 農業委員

氏名・出身地区

任期：平成28年9月5日～平成31年9月4日



会長  
職務代理者

戸花 進  
蛇 沼

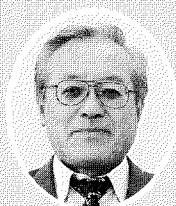


会長

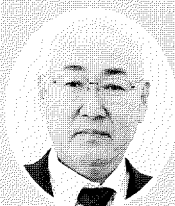
梅田 晃  
梅 内



白山 英昭  
上同心町



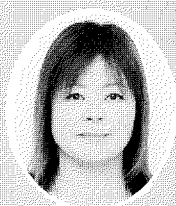
照井 秀美  
元木平



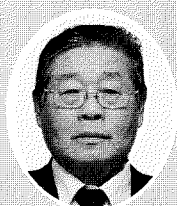
一ノ渡重義  
斗 内



野中 京子  
斗 内



老久保まゆみ  
杉 沢



松原 一夫  
豊 川



山下 泰弘  
泉 山



山下 正一  
袴 田



新田 豊  
下 田



沼邊 義雄  
松 原



山田 敏実  
梅 内

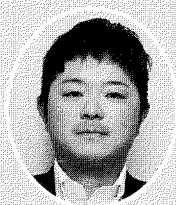


神谷 陽一  
大 舌

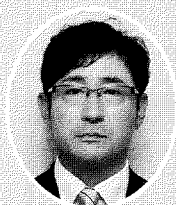
## 農地利用最適化推進委員

氏名・担当地区

任期：平成28年9月26日～平成31年9月4日



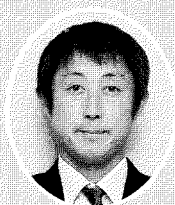
藤澤 寿樹  
旧猿辺村



井畑 哲夫  
旧猿辺村



中澤 隆浩  
旧猿辺村



水梨 敏晴  
旧三戸町



武士沢隆悦  
旧三戸町



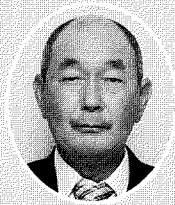
工藤 哲子  
旧三戸町



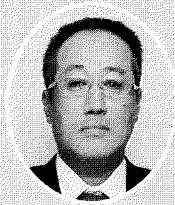
船場 敏  
旧留崎村



山本 健一  
旧留崎村



佐々木 稔  
旧留崎村



竹原 広実  
旧斗川村



山端 巧  
旧斗川村



湊 舟廣  
旧斗川村

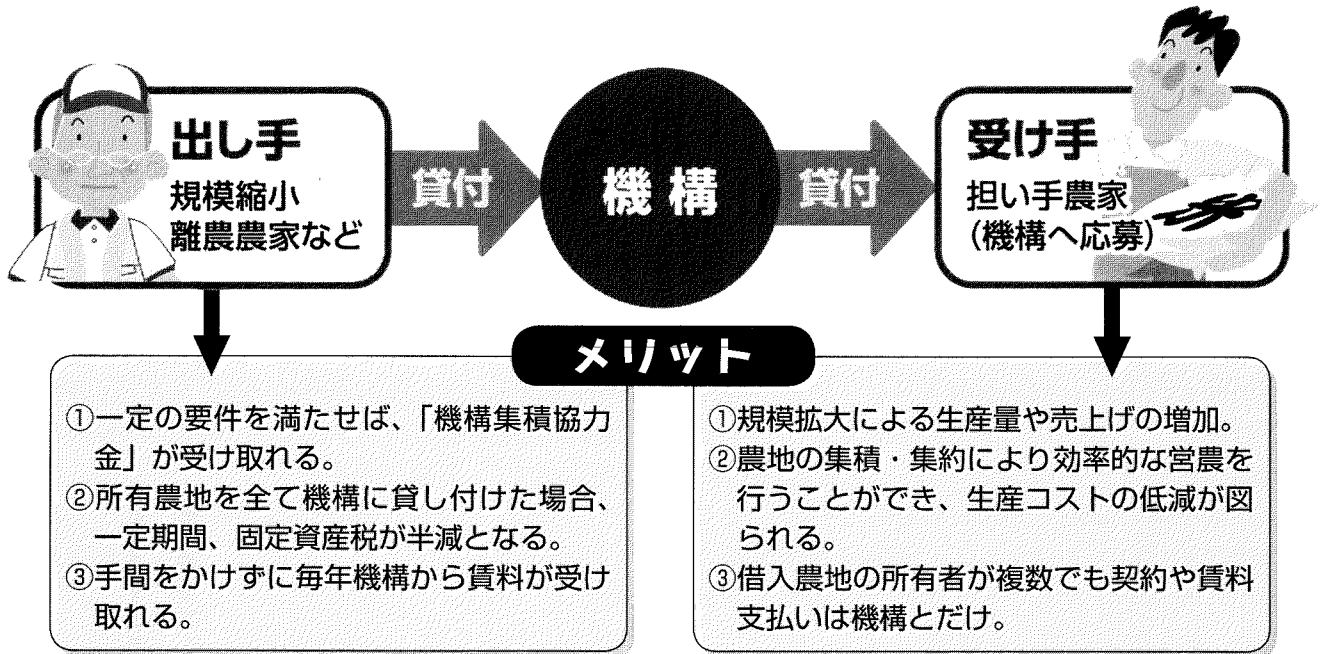
# 農地中間管理事業の活用を！

## 農地中間管理事業とは？

県指定の農地中間管理機構が農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業

## 何のために？

耕作できなくなった農地所有者（出し手）の安心のため。  
担い手（受け手）がこれからも農業で生きていくため。



農地中間管理機構を通じて農地の集積・集約化等を行った場合、要件を満たすと、農地の「出し手」や「地域」に対して、「機構集積協力金」が交付されます。

## 機構集積協力金

地域集積協力金	貸付割合	平成28年度単価の目安額(円/10a)
地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」に対し、協力金が交付されます。	2割超5割以下	9,000
	5割超8割以下	12,000
	8割超	15,000
経営転換協力金	貸付面積	平成28年度単価の目安額(円/戸)
機構に農地を貸し付けてリタイアまたは経営転換した「農業者」に対し、協力金が交付されます。	0.5ha以下	180,000
	0.5ha超2.0ha以下	300,000
	2.0ha超	420,000
耕作者集積協力金		平成28年度単価の目安額(円/10a)
機構に2筆以上のまとまった農地や機構の借受農地等に隣接する農地を貸し付けた「農業者」に対し、協力金が交付されます。		6,000

※単価は目安額であり、最終的な毎年度の単価は、1月頃に決定される予定です。

※協力金の内容や交付要件等については三八地域県民局地域農林水産部、農業委員会又は農林課へお問い合わせください。

# 遊休農地の解消にご協力ください

遊休農地は、農業者の高齢化や担い手不足などに伴い、年々増加する傾向にあります。農地として適切に管理されていないため、農地集積に支障をきたすだけでなく、雑草の繁茂や病害虫の発生による周辺農地への悪影響のほか、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられます。

**農地パトロールを  
実施しています。**

農地パトロール（利用状況調査）は、遊休農地の増加とその解消が喫緊の課題であることを踏まえ、農業委員会組織の運動的な取り組みとして、年1回一定の時期を定めて地域の農地利用を総点検する活動であり、現在は農地法に基づく利用状況調査に位置づけて実施されています。その目的は、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見について重点的に取り組むものであり、改正農業委員会法が施行され、「農地利用の最適化」が農業委員会の必須業務となったことも踏まえ、引き続き取り組むことになっています。本町では、10月から11月にかけて実施していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

農地パトロールで遊休農地が確認された場合は、「農地中間管理機構を利用するか」「自ら権利の設定又は移転を行うか」「自ら耕作するか」など、今後の意向を確認するため、所有者等の方に「利用意向調査」が行われます。利用意向調査の結果、「一定の期間経過後も、農業上の利用が図られていない時あるいは利用状況調査の回答が無い時」「所有者等に農業上の利用を行う意思が無い時」などの場合は、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を行うこととなります。勧告となった農地については、固定資産税等の課税強化の対象となることがありますのでご注意ください。本町では、11月末に調査票を発送し、年内での回収を予定していますのでご協力をお願いします。

なお、登記簿上の地目が農地であっても、その現状が農地以外の土地（山林や原野のような状態など）になっているもので、一定の条件を満たしている場合は、所有者からの申請により、非農地と判断され、「非農地証明書」を取得できる場合もあります。該当する農地がある場合はご相談ください。

## 農業者年金に加入しましょう

- あなたの老後の備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりが準備することが大切です。
- 農業者年金は、あなたの老後をサポートします。

次の①～③の要件をクリアしていれば、どなたでも農業者年金に加入できます。

- ① 年間六十日以上農業に従事している。
- ② 国民年金の第一号被保険者である。
- ③ 年齢は二十歳以上六十才未満である。

## 全国農業 新聞

（週刊）月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円  
（消費税込）

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。

■発行所  
一般社団法人全国農業会議所  
〒102-0084  
東京都千代田区二番町9-8  
中央労働基準協会ビル2F  
TEL03-6910-1130/FAX03-3261-5132  
E@youmu@nca.or.jp  
http://www.nca.or.jp/shinbun

農家の思いを伝え  
農業・農村の「未来」を

ともに考えます。

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。